

【家畜農場で発生した場合】

通報・病性鑑定

疾病の発生

患畜又は疑似患畜確認時の
当該農場から半径10km※1（制限区域相当）の調査

豚熱

区域：半径10km（搬出制限区域相当）
採材期間：少なくとも28日間
（ワクチン接種状況等により「短縮」※2）
対象：死亡又は捕獲野生いのしし
検査：抗原及び抗体検査（都道府県）

アフリカ豚熱

区域：半径10km（搬出制限区域相当）
採材期間：少なくとも22日間
（感染拡大状況によっては「当面継続」）
対象：死亡又は捕獲野生動物
検査：抗原及び抗体検査（都道府県）

口蹄疫・牛疫

区域：半径10km（移動制限区域相当）
採材期間：少なくとも21日間
（感染拡大状況によっては「当面継続」）
対象：死亡又は捕獲野生動物
検査：抗原及び抗体検査（動衛研）

野生動物で陽性を確認→確認地点の消毒徹底

【野生動物で確認された場合】

サーベイランス調査等

野生動物の陽性確認

陽性確認地点から半径10km※1の調査

調査方法は左に同じだが、
採材期間は、感染拡大状況によっては「当面継続」

浸潤エリアの特定

→確認地点の消毒徹底。ウイルス拡散防止。

野生動物間及び
野生動物から飼養家畜等への感染拡大の防止措置※3

都道府県は、
①国及び専門家の意見
②当該区域の野生動物における、ウイルス浸潤状況
③環境要因
（生息状況、周辺農場数、家畜の飼養密度、放牧地の有無、地理的状況等）
を踏まえて、
・捕獲による生息密度低減
・防護柵の設置
・狩猟の自粛要請、許可捕獲の調整
・農地周辺の収穫残渣等の誘引物の除去
・誘引餌の配置
・緩衝帯の整備

論点

※1 浸潤状況調査の範囲は、疾病動物種に関わらず、同じ範囲（10km）で実施。

※2 豚熱の予防的ワクチン接種区域での調査の必要性。

※3 感染拡大防止措置として、環境要因や対策内容の確認。